

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

令和5年の人口動態統計（厚生労働省）によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下しており、これは人口維持に必要とされるおおよその水準とされる2.07～2.08を大きく下回っています。また、年間出生数も過去最低を記録した令和4年からさらに43,471人減少し、727,288人となりました。

少子化の進行は将来的な生産年齢人口（15～64歳人口）の減少を意味しており、労働力不足や高齢者の増加に伴う現役世代への負担増が危惧される状況となっています。

こどもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、若年層の経済的不安定さなど、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした中、令和5年4月1日に内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足し、少子化対策や子育て支援、いじめなど複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組み、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会¹」へと作り変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

さらに、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども基本法」では、都道府県は、国の大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本市においては、令和2年3月に「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定、「安心してこどもを生み育てることができる支援体制づくり ～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～」を基本理念に、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

令和6年度をもって「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了したことを受け、これまでの本市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため「本庄市こども計画」を策定しました。

¹ こどもまんなか社会…全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2. 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定による「市町村こども計画」に該当するものです。また、同法第10条第5項では、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とされています。

「本庄市こども計画」は、こども基本法の規定に則り、市町村子ども・若者計画、市町村子どもの貧困対策計画、市町村子ども・子育て支援事業計画及びこども施策に関する事項を定めるその他計画と一体的に策定するとともに、少子化対策として、市の「本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との連携を図りながら、こども分野の総合的な計画として推進します。

■こども基本法（抜粋）■

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）■

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律²（抜粋）■

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

…以下省略

² 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第 213 回国会において成立し、令和 6 年法律第 68 号として公布されました。

これにより、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

4. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に規定される5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の内容を含むものであることから、本計画の期間を5年間（令和7年度～令和11年度）とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

5. 計画の対象

本計画は、本市に居住する全てのこども・若者と子育て当事者を対象にするものです。なお、本計画における「こども・若者」とは、概ね40歳未満の市民を指します。

令和4年9月15日付でこども家庭庁発足準備室長事務連絡が発出され、国の各省庁においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」が推奨されています。

本庄市こども計画においても、こども基本法を踏まえたこども施策を推進するため、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合などの特別の場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

6. 計画の策定体制

（1）本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされており、本計画の策定においても、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、労働者を代表する者、公募による市民、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

参考

第8章 資料編

（2）本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画及び本庄市子どもの貧困対策計画策定等庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

参考

第8章 資料編

(3) 子育て世帯の実態把握のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、本市における子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に、市内在住の就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、子育て世帯の日頃の生活実態を把握し、子育て世帯への支援策を検討することを目的に、市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童・生徒の保護者を対象に、「本庄市子どもの生活状況調査（保護者票）」を実施しました。

参考

第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状

(4) こどもや若者の意見聴取の実施

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、こども施策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画を実現するため、市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童・生徒本人に対して「子どもの生活についてのアンケート（小学生票）」、「子どもの生活についてのアンケート（中学生票）」を実施しました。

また、本庄市のこどもや若者世代の考えや現状及び課題を把握し、こどもや若者世代の意見を聴取するとともに、こども・若者施策を検討することを目的に、市内在住の16～39歳のこども・若者世代の中から無作為に抽出した方を対象に「本庄市子ども・若者意識調査」を実施しました。

参考

第3章 市民アンケート調査からみた本庄市の現状

(5) 子育て環境の向上に関する団体調査の実施

本計画策定にあたり、こどもやその保護者に接することの多い市内の教育・保育関連団体や子育て支援関係団体、こども・若者育成団体等を対象に、日頃から接しているこどもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。

参考

第4章 団体調査結果からみた本庄市の現状